

平成28年度

第1回目黒区総合教育会議

会議録

(平成28年7月19日開催)



平成 28 年度第 1 回目黒区総合教育会議会議録

1 開催年月日 平成 28 年 7 月 19 日

2 開催場所 教育委員会室

3 出席者 目黒区長 青 木 英 二  
教育委員会委員長 小 村 惠 子  
教育委員会委員長職務代理者 笹 尾 敦 夫  
教育委員会委員 中 山 ひとみ  
教育委員会委員 木 村 肇 雄  
教育委員会教育長 尾 崎 富 雄

4 説明者等 企画経営部長 濱 出 直 良  
総務部長 伊 藤 和 彦  
文化・スポーツ部長 上 田 広 美  
子育て支援部長 荒 牧 広 志  
教育次長 関 根 義 孝  
政策企画課長 秋 丸 俊 彦  
総務課長 中 野 愉 界  
文化・交流課長 村 上 隆 章  
スポーツ振興課長 山 口 英二郎  
子育て支援課長 唐 牛 順一郎  
子ども家庭課長 高 雄 幹 夫  
教育政策課長 山野井 司  
学校統合推進課長 増 田 武  
学校運営課長 佐 藤 欣 哉  
学校施設計画課長 照 井 美奈子  
教育指導課長 田 中 浩  
統括指導主事 和 田 孝  
統括指導主事 古 舘 秀 樹  
教育支援課長 酒 井 宏  
生涯学習課長 濱 下 正 樹  
八雲中央図書館長 大 迫 忠 義  
事務局 4 名

5 傍聴者 1 名

## 6 議題

- (1) 目黒区いじめ防止対策推進条例（仮称）について
- (2) 今後の開催予定について（案）
- (3) その他

## 7 情報提供

- (1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての目黒区  
の取組体制について
- (2) 平成28年度オリンピック・パラリンピック教育について

## 8 会議の結果及び主要な発言

別紙のとおり

(午前9時29分開会)

○区長 平成28年度第1回目黒区総合教育会議を開催させていただきたいと思います。

冒頭でございますけれども、傍聴の申請がございます。本会議は原則公開ということでございますので、申請を許可することによってよろしいでしょうか。

(各委員同意)

○区長 それでは、傍聴の方は、中にお入りいただくようお願いしたいと思います。

○区長 冒頭、私から、若干ご挨拶を申し上げたいと思います。まずはただいま申し上げました、平成28年度の第1回の総合教育会議開催に当たりまして、各委員におかれましては、大変暑い中、また、公務ご多忙の中、ご出席をいただきました。まことにありがとうございます。また、平素より本区の教育行政全般にわたりまして、大変なご尽力をいただいておりますことにも重ねてお礼を申し上げたいと思います。

昨年の4月28日に本区としては初めての総合教育会議を開催させていただきました。その折、私から教育委員の皆さんと私とで、こういった形で定期的に本区の教育行政に関する、さまざまな課題について意見交換をさせていただく、また、情報を共有するという大変有意義であり、そういう点では、総合教育会議というのは大切なものであるというお話をいたしたところでございます。

昨年は、その総合教育会議、4回開催をさせていただきまして、本区の教育大綱を策定させていただいたところでございます。内容については、もうあえて言いませんが、ここに現物がございませけれども、1つ、一番大きいのは、私どもの基本構想、基本計画と整合性を図り、人間性豊かな文化の香り高い、私ども目黒区の実現というのを大きな教育目標、大きな目標に掲げたところでございます。今日はいじめ防止を進めていく条例について意見交換をさせていただくということでありませけれども、ぜひこうい

った大綱に沿って、皆さん方の忌憚のないご意見をお願い申し上げます。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。まず事務局から説明をお願いします。

○説明者 事務連絡でございます。当会議の会議録につきましては、要点筆記の形式により作成をいたしまして、ホームページ上で公開しておりますけれども、今年度から同様の要点筆記でございますが、教育委員会会議録と同様の形でのまとめというふうに若干変更いたしましたので、よろしくお願いをいたします。

○区長 ありがとうございます。事務連絡を終わります。  
それでは、議事に入ります。

(議題 (1) 目黒区いじめ防止対策推進条例 (仮称) について)

○区長 まず最初に目黒区いじめ防止対策推進条例 (仮称) を議題に供します。事務局から説明をお願いします。

○説明者 (資料により説明)

○区長 ありがとうございます。

それでは、ご質疑、意見、要望を一括で受けたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

○委員 それでは、私のほうからは要望なのですが、2点ございます。1点目は、用語の定義のところなのですが、4の保護者のところでは、児童等の親権を行う者、親権を行うものがないときは、未成年後見人とありますが、これは学校教育法でいう保護者かと思っております。都のほうの条例にもこのように書いてあるかと思うのですが、ただ、祖父母であったり、児童福祉施設の長が必ずしも未成年後見人になっているとは限らないことですか、親権を持っていても、監護している保護者かどうか分からないところもあるかと思っております。また、児童福祉法では、そのほか、現に監護する者を保護者としているということもありますし、それから、都内でもう既に条例が決まっているところの市区町村を3カ所ほど見たんですが、やはり現に監護する者というものも保護者のところに定義されているということもありますので、ここは少し保護者の定義というところの範囲を再考していただければなというふうに思います。これは要望です。

もう一点が、責務のところ、これも(3)の保護者の責務な

んですが、保護者は、その保護する児童について、第一義的責任を有する者であって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう指導を行うよう努めることとあります。これは都の条例を抜粋している文章かなと思うんですが、都の条例では、いじめというのは、そもそも児童の生命ですとか、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすために保護者が規範を養うよう指導するとか、児童にいじめないように指導するというふうに文言が入っています。ですので、やはりただ第一義的責任を有するから保護する児童がいじめを行うことのないように指導するというよりも、何かしら正しい認識を、いじめを許さないということを指導するとか、規範意識を養うための指導、また、そのいじめというのは、児童等の生命や心身の健全な成長などに重大な影響を及ぼすということがあるので、指導しなければならないというような文言が入ったほうがより適切なのではないかなというふうに思いましたので、これもちょっと再度考えていただければなと思います。

以上、要望を2点です。

○説明者 ただいま2点についてご要望をいただきました。保護者についての用語の定義及び保護者の責務についてでございますけれども、これらの記述について、正確さとあとわかりやすさという観点から、今のご要望を踏まえまして、検討を重ねてまいりたいと思います。

○委員 私も用語の問題と、それからもう一点は要望という形で、2点ほど申し上げさせていただきます。

1つは用語の問題ですけれども、区民等の中に、最後に在学する者というのがありますけれども、この在学という意味は、上の(3)の児童等とは明らかに異なり、目黒区内にある学校に在籍しているものという解釈を私はしたんですけれども、そうすると、私立、それから、国立もありますけれども、そういうものも含まれるのかということがありますので、その辺ははっきりと示す必要があるかなと。在学する者も区民等の一員でありますので、5ページの6の責務にかかわってくるかと思えます。そうなりますと、やはり在学する者に、こういった責務があるんだということを周知徹底する必要があると思えますので、その辺も含めて、少しはっきりさせる必要があるかなというのが一つ、私の疑問みたいなものでございます。

それからもう一点なんですが、これは6ページのいじめに対する措置のところです。私も以前から、この辺の最初のいじめというものが公になる、公になるというのは、ひょっとしたら、マスコミ等で報道されるとかというようなことを意味してはいますが、そういう前の段階、最初の措置というのが非常に重要だなどという認識を持っております。この9番に書いてあります、教育委員会への通報、適切な措置、報告、事実確認など、それぞれの行為がはっきりと明記されているわけですので、この辺の具体的な内容については、運用していく段階において、区のほうから適切に区民に周知する必要があるんじゃないかなと。要は通報というのはどういうタイミングで、どういった内容をやるのか、適切な措置も同じことです。それから、報告の内容も、例えばこれは書面ですのか、電話でいいのかとか、事実確認の方法、これをやはり何らかの形で区民等にも知らせておく必要があるかなということをお私に思いますので、それに対する対処というのを、やはり事務局のほうである程度しっかりと説明できるような形にしておいていただければと思います。

○説明者

ただいま2点ご要望をいただきました。用語の定義につきましては、先ほども申し上げたとおり、正確さ、わかりやすさという観点から検討をしております。

それから2点目の、区民等の責務に関しまして、教育委員会への通報等でございますけれども、これについては、まさに区民の方に、そのように動いていただくためには、啓発というものが何よりも大切かと思っております。今回、この条例の制定過程で区民の方への十分な啓発が行えるよう、説明会等の実施を通じて工夫をしております。

○委員

私のほうも要望なんですけれども、今回、いじめ防止対策推進条例並びに基本方針ができるということは大変喜ばしいことだと思うんですが、やはりいじめがいけないということ、いじめの問題は基本的人権の問題なんだということを、押さえる必要があると思っております。条例での規定は難しいとしても基本方針のほうで、なぜいけないのかということをお理念として示しておく必要があると思っております。例えば5ページのところのいじめの禁止で、児童等はいかなる理由があってもいじめをしてはならないというときに、ただ禁止しているというのではなくて、いじめがないということが、どういうことなのかという、その基本的なところを皆さん



に理解していただくことが必要だと思うんです。ですので、いじめというのは基本的な人権の問題なんだというところは、しっかり押さえておく必要があるのではないかと思います。そういう点を配慮していただきたいと思います。

○説明者 ただいまのご指摘につきましても、まことにそのとおりでございまして、先に決定をいただきました、目黒区教育に関する大綱、この中でも人権教育の充実という項目の中で、いじめにつきましても、人権尊重の視点に立ち、いじめの未然防止に取り組むいじめ防止対策の推進ということをしかりとうたっておりますので、こういった理念を踏まえた形での条例の組み立てをしていきたいと、そのように考えております。

○委員 この条例そのものについてはほとんど異論はございません。ただ、今、委員がおっしゃったように、いじめそのものが基本的な人権を損なう非常に悪い行為であるということ、徹底してみんなにわかっていただく、それが1つと、もう一つは、いじめに遭った場合に、真っ先にそのいじめをわかるのは、いじめに遭った生徒、児童です。しかし、いじめが明らかになるという場合を見ますと、本人の申告、報告よりも担任、家族などから明らかになることが多いと。ですから、不幸にしていじめに遭った場合、そのときそれを報告、相談をする、そういう自然な流れの土壌をつくる、環境をつくるということも一緒にやっていくことが、大事なことではないかなと思っております。よろしく願いいたします。

○説明者 今、ご指摘のとおり、いじめを実際に行うのも、いじめを受けるのも、児童・生徒でございまして、児童・生徒が主体的にいじめはいけないんだというように考えることが重要です。さらには、いじめを受けた際に、自分自身の思いを表出できるように、日ごろから学習活動の中で自分の考えを持つ場、そしてそれを発表する場ということをしかり持って、指導してまいりたいと思います。

○委員 これまで各委員から貴重な意見、要望が出されておりますので、重なる部分はありますが、私から3点ほど意見、要望を申し上げたいと思います。まずこれまでいじめ防止対策の条例に向けて、庁内の検討委員会で鋭意検討を進められたことにつきまして、敬意を表したいと思います。もう少しですので、頑張っていたいただきたいと思います。

第1点目は、目黒区子ども条例との関係でございまして、

目黒区子ども条例につきましては、子どもに関する基本条例といえますか、総合条例に当たるのかなというふうに思っております。今般のいじめ対策推進条例については、いわゆる個別条例という、そういう関係にあるのかなと思いますけれども、そこででございますけれども、目黒区子ども条例の第12条の子どもの意見表明権の関係で、これは前から申し上げているところでもありますけれども、ぜひいじめに関係する主体であり、客体である子どもの意見というものを、ぜひ条例化に当たっては取り入れていただきたいという要望でございます。これはかつて、目黒区子ども条例を制定する際にも、条例にルビを振ったり、いろいろわかりやすいパンフレットを使って、意見を聞いてきた背景があります。やはり子ども自身から、子どもの参加という意味も含めて、ぜひその点をお願いしたいというふうに思っております。以上が1点目です。

2点目は、いじめは絶対にあってはならない重大な人権侵害であるという認識について、これは責務、5ページの責務のところ、全て貫き通されているわけでございますけれども、子ども自身にも、そのことの認識、自覚を持っていただくために、なかなかこの第6の責務のところでは、立法上入れにくいかなというふうには思っておりますけれども、前文、あるいは何らかの形で子どもたちにもそうした認識、自覚を持ってもらうために、子どもの責務といえますか、そういったものを文章化して、どこかに記述をしていただきたいというふうに思っております。

3点目は、子ども条例とはかかわりませんが、今般のいじめ対策推進条例ができて、来年度、そういう意味では施行の元年ということになるんですけれども、条例は、つくることが目的ではなく、それを生かしていくということが目的ですので、まずはその条例化をしたということについての、内と外に積極的にアピールしていく、そういう取組が必要なのかなというふうに思っております。そのためには、これまで今年で3回目になります、NHKの100万人の行動宣言を利用したり、あるいは子どもたちから標語やポスター、そういったものを募集したり、内と外に向けて、わかりやすいパンフレット等なんかをつくったりするなどして、説明会などにおいても、そういったものを利用する、あるいは来年度もまた教育施策説明会も予定されておりますので、そういったところでも活用できるような、そういった情報の発信

力といますか、そういうところに意を注いでいただきたいと思  
います。

以上、3点です。

○説明者

3点いただきましたけれども、1点目と2点目は関連する内容  
かと思えます。いじめ問題は、改めて申し上げるまでもなく、子  
どもが主体の問題でございます。子ども自身がいじめはいけない  
ことだと、主体的に考えることが重要ですので、基本方針の中な  
どに、子どもが主体となるような項目を加えていくようなことも  
検討してまいりたいと思えます。

目黒区の子ども条例、先進的な条例でございます。これを目黒  
区の特徴として、このいじめ防止条例をつくるのに当たっても、  
この特徴的な面を十分に取り入れていきたいと、このように考え  
ております。また、今回の条例制定に関して、これはもちろん、  
今、ご指摘がありましたとおり、条例制定が目的ではございませ  
ん。これまでも鋭意取組をしてまいりましたけれども、これまでの  
取組、関係者一同が改めて認識し合い、これまでの取組を加速  
化、充実化させていくための一つの取組だと考えておりますので、  
制定過程も含めて、区民の方への啓発というものを十分に進めて  
いきたいと、このように考えているところでございます。

以上です。

○区長

私からも意見と、それからご質問ということで、申し上げたい  
と思えます。各委員おっしゃったように、いじめというのは人権  
侵害、絶対あってはならない、これはあえて私が言うまでもない  
ことですけれども、あまねく児童・生徒に知らしめるというのが  
一番大事なことだと思えます。小学校1年生と中学3年生では、  
人権侵害と一言と言っても、理解度は相当違うと思うので、いか  
にいじめがあつてはいけないことだということを、いろいろな形、  
表現でぜひわかりやすくお子さんたちに徹底ができるようにする  
べきだというふうに思えます。

それから、引き続き質問なんですけれども、参考のところにい  
じめの認知件数が載っているんですけれども、この傾向ですか、  
9ページ、平成25年度、26年度、27年度、大雑把な内容で  
結構なので、こんな傾向だよというのがもしあれば、ちょっとご  
紹介をいただきたいなと思えます。

○説明者

それでは1点目でございます。条例の表記の問題でございます  
けれども、これにつきましては、先ほどもちょっと触れさせてい

いただきましたけれども、目黒区に子ども条例という先例がありますので、それも十分に参考にしながら、今後このいじめ条例につきましても組み立てを考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○説明者　　ご指摘のいじめの傾向でございますけれども、例年問題行動調査、これは文部科学省から依頼されている調査でございますけれども、これに沿って、9つに分類しているところでございます。一番多いのが、冷やかし、からかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われるという項目、これが非常に多くなっておりまして、今年度で申しますと、小学校で26件中19件、中学校では9件中7件という形で上がってございます。この傾向、特に小学校のほうが顕著でございます、行為者自身がふざけて行っていることと、受け手がこれはいじめだというふうに思うということとの、この意識の違いがやはり問題なのかなというふうに思っておりますので、このいじめとふざけ合いとの区別をいかに指導者が行っていくかということが重要じゃないかなということで、今後も各学校に指導してまいりたいと思っております。

○区長　　一巡したのですが、改めて何かご質疑、意見、要望、よろしいでしょうか。

それでは、意見、要望、質疑、一括終わります。さまざまな意見、要望もいただきましたので、そういった点を踏まえまして、今後、目黒区いじめ防止対策推進条例（仮称）を進めていきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### （議題（2） 今後の予定について）

○区長　　それでは、次に議題の2、今後の予定についてを議題といたします。事務局から説明を願います。

○説明者　　（資料により説明）

○区長　　ありがとうございました。今後の進め方、予定について何かご質疑、意見、要望はございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、意見、要望、ご質疑を終わります。

では、今後、このような日程で進めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

#### （議題（3） その他）

- 区長 次に、その他に入ります。その他について何か事務局からございますか。
- 説明者 特にございません。
- 区長 事務局からはないということですので、事務局からのその他を終わります。
- この際でありますから、各委員から何か特段ご発言等がありましたら、お受けしたいと思えます。よろしいでしょうか。
- 委員からの皆さんの意見等もないようでございますので、終了いたします。
- 次に情報提供に入ります。きょうは2件の情報提供を受けたいと思えます。
- まず最初に東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に向けての目黒区の取組体制についての情報を受けます。
- 説明者 (資料により説明)
- 区長 ありがとうございます。
- それでは、ただいまの情報提供につきまして、何かご質疑等ございましたら、お願いしたいと思います。
- にいゼロにいゼロというのは、正式ににいゼロにいゼロというのになったんですか。
- 説明者 はい。
- 区長 では、今後、にいゼロにいゼロというふうに統一してということでございますので。
- 説明者 よろしくお願ひします。
- 区長 いかがでしょうか、何か。
- 私から2点あるんですが、事前キャンプについては、区内には13大使館がございます。大使に会うたびにもうぜひということをお願いはしているところですが、なかなかうちは、かといって施設が完備しているわけではありませんけれども、ホストタウンとして一生懸命努力しますと、一生懸命売り込みをしているところでございます。それから、シティランについては、これはもう3,000人のフルエントリーが終わった後は、入金して、完全に資格ということなので、今、入金を待って、非常に順調にあって、これは本当に参加者3,000名、それから走る方3,000名、それから、ご協力いただく方で6,000から7,000名という、多分、私どもかつてないスポーツイベントになるかと

思いますので、教育委員におかれましては、ぜひ走りたい方も含めて、ぜひ特段のご協力をお願いしたいなと思います。

1つ、大変私、うれしかったのは、ロゴを募集して、170点あった、そのうち130点が小学生だったということです。たくさん次代を担う子どもたちからロゴの応募があったということで、大変うれしく思っています。8月に発表があるので、大いに期待をしているところでございます。

よろしいですか。それでは、東京2020オリンピック・パラリンピックの目黒の取組体制についての情報は受けたということにいたします。

続きまして、平成28年度オリンピック・パラリンピック教育についての情報提供を事務局から受けます。

○説明者 (資料により説明)

○区長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの情報提供について何かご質疑等ございませつか。よろしいでしょうか。

ご質疑なしということで、ただいまの情報提供を受けたということにさせていただきたいと思ひます。

本日、以上、用意いたしました議事については、全て議了をいただきました。ありがとうございます。

それでは、これで平成28年度第1回の目黒区総合教育会議を閉じさせてさせていただきたいと思ひます。なお、次回につきましては、先ほど予定で述べさせていただいたように、10月上旬を予定いたしております。改めて文書をもってお知らせをいたしますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、閉じさせていただきます。きょうはどうもありがとうございました。

(午前10時19分閉会)